

## 苫小牧市テクノセンター条例の一部改正（使用料及び手数料の設定）について

### 1. 趣旨

令和5年1月1日に、苫小牧市テクノセンターの微小硬度計を更新することに伴い、苫小牧市テクノセンター条例の一部を改正するものです。

なお、条例の施行は、令和5年1月1日を予定しています。

### 2. 根拠法令

地方自治法第228条の規定により使用料及び手数料は、条例で定めることとされています。

### 3. 導入する装置

微小硬度計(更新)

本装置は、被測定物表面に四角錐形のダイヤモンド圧子を押し込んだ際に生じる四角形のくぼみ(圧痕)の対角線長さを計測して、測定物の硬さを算出するものです。鋳造、溶接金属熱処理の品質を保証する上で必須の検査機器であるため、地域企業への技術相談や共同研究などにおいても広く活用される金属系の工業試験機関における常備的な装置です。

### 4. 使用料及び手数料について

・使用料（1時間当たり） 1, 200円

〔テクノセンター機器リスト:微小硬度計〕

・手数料（1件ごと） 3, 800円（同一金属種内で追加1件ごと2, 000円）

〔テクノセンター機器リスト:微小硬さ測定(マイクロビッカース)〕

依頼試験・測定等手数料の項目のうち「硬さ分布測定」は、上記の改正後の手数料で対応可能な内容であるため項目を削除し、「微小硬さ測定(マイクロビッカース)」に含むものとする。

### 5. 導入装置の使用料及び手数料の算出根拠

導入する機器の使用料及び手数料は、所定の方法(減価償却費、動力費、指導に係る人件費等の合算)により算出しております。